

第12回行政手続部会終了後記者会見録

1. 日時：平成31年3月11日（月）
2. 場所：中央合同庁舎第4号館 共用1211会議室

○司会 それでは、第12回「行政手続部会」の記者会見を行いたいと思います。

会見は、内閣府規制改革推進室参事官の石崎、谷輪、長瀬が行います。

それでは、お願いいたします。

○長瀬参事官 本日の議事の前半部分は、民泊に関して、昨年の11月の4次答申のフォローアップとして、観光庁、環境省、国交省、厚労省の出席を求めて取組状況についてヒアリング、意見交換を行いました。

各省からの説明の内容は資料に記載の内容のとおりであります。まず、観光庁からの説明でございます。

観光庁に対しては、4次答申におきまして、システムの使い勝手の向上を主眼に答申を出しました。求めた要素としては、1つにはシステムの使い勝手や利便性の向上でございまして、観光庁の資料ですと、資料1-1の1ページにその取組状況について書かれてございます。30年度、31年度にかけて、順を追って資料に記載の取組として、システムの改修などを進めてまいりますということでもございました。これに対して、部会長はじめ各委員からは、特に民泊の事業者の中には、本格的な事業を行う者以外の素人、生活の傍ら民泊をやってみようというような方も多いため、そうした個人ユーザーの意見をよく聴いて進めているのか、今後実際のシステムの改修に当たっては、そうした方々の意見を聴いて進めてほしいという意見がございました。

もう一つ、システムの関係では、答申では本人確認方法の簡素化についても求めており、観光庁からは、資料2ページに記載のとおり、新たな本人確認ガイドラインに沿って進めていきますとの説明がありました。その具体的な進め方としては、これは本部会でも別途審議を進めていることではございますが、より簡素な方法としてのID・パスワード方式などの導入を念頭に検討しているのかということ、確認的な質問が委員から出されまして、観光庁からもそのとおりとの旨回答がございました。

加えて、これは観光庁の民泊事業システムだけの問題ではございませんが、様々なシステムでID・パスワード方式が導入されてくる場合には、ユーザーにとってはシステムごとに多くのパスワードを用いることになって覚えきれない場合もあるのではないか、統一的な扱いをしていく余地はあるのか、ということについても議論がございました。

その他、観光庁からは、これは直接4次答申に記載した事項ではありませんが、3ページ以下で、各自治体での事務運用の状況についてフォローを行っている旨の報告がございました。その中では、届出に当たって事前の相談を義務づけている状況にあった自治体と

して、文京区と那覇市の記載があるものですから、そうした自治体で事前相談の義務づけが行われているならば、それは条例を根拠にしたものなのか、それとも内規等に基づき行っているのかとの確認的な質問が出されました。その上で、いずれにしても、こうした事前相談の義務づけなど事業者に負担を強いる運用は見直していくべきというのが出された意見でありまして、観光庁としても運用改善を促していきたいとの返答でございました。

観光庁に続きまして、民泊を行う場合に関係する多岐にわたる手続の一つといたしまして、ごみ処理に関して資料1-2で環境省から説明がございました。

昨年の4次答申におきましては、ごみ処理に関して、より負担感なく適法な対応が可能となる方法を明らかにして普及を図るべきということを提言しましたので、その状況について環境省から説明がございました。答申で念頭に置いた具体的な方法というのは、民泊に伴い出るごみは範疇としては事業系ごみに当たるものではあるとしても、許可業者に委託するやり方のほかに、家庭ごみと併せて、例えば有料シールを貼って一緒に出すようなやり方も一部自治体では行われているはずなのだから、そうした方法を普及できないかということでもございました。本日の環境省からの説明は、2ページ以下に記載した対応を行っているというものでありまして、資料1-2別紙にあるような通知を発出し、様々な好事例ですとか、こういうやり方もあるという周知など進めているということでもございました。

これに対して、委員からは、堅苦しい文書による通達だけではなくて、本日の環境省からの説明にもあったようなわかりやすい資料でよく周知をした方がよいとの意見、また、観光庁が民泊についての手続等を周知するホームページなどで、一元的にそうした事例が示されるようなやり方もあるのではないかと、そうした方法で周知すべきでないかなどの意見がございました。その他、特に問題意識を持って複数の委員から出されたのが、簡易な方法を導入している自治体があるとしても、それは従前から事業系ごみ全般について認められているやり方が同様に許容されているだけなのではないかと、もしそうであれば新たな対応として取り立てて強調する意味は乏しいのではないかと、という趣旨の発言でありました。これに対して環境省からは、民泊という事業の趣旨・位置づけを踏まえた対応として今後とも周知など進めていきたいとの旨の説明でありました。

環境省関連では、ごみ処理の問題のほかにもう一つ、民泊に関して4次答申で指摘した事項がございました。それは、民泊の事業実施に伴う排水の処理にかかる取扱いでありまして、水質汚濁防止法に基づく届出手続に関するものでございます。答申で指摘したのは、一律に届出規制を適用させる現行のやり方ではなくて、一定のものについては届出を要しないこととする方向で制度について検討すべしということでありまして、その検討に着手したという旨資料1-3に基づき環境省から説明がございました。環境省からは、各自治体の条例の制定状況の調査など検討に着手した現段階の状況について説明があったわけですが、答申の趣旨に沿ってきちんと検討が行われる方向であるのかという観点から多々指摘がございました。指摘の内容としては、答申の趣旨の再確認的な意味というも

のでございますが、そもそも民泊事業を行う施設は住宅という位置づけであるし、ホテルに類するような大規模な形態のものは別としても、一律に届出を求めるという現在の扱いは疑問である、そうした取扱いを改めるべく検討しているのかというものであります。環境省からは、5ページに記載のスケジュールで今後検討を進めていくとの説明でありましたので、検討を進めていく際には、環境省だけではなくて、観光庁の側からも、民泊の趣旨等について検討の場である中環審などで説明するなど積極的に関与していくべしと、こうした意見も委員からは出されました。

最後でございますが、資料1-4により、下水道法に関する国交省からの取組状況の説明がございました。民泊事業を行う施設からの排水に関する規制は、河川等の公共用水域に排出されるものは水濁法の規制がかかりますが、公共用水域ではなく下水道に排出されるものについては、下水道法の規制がかかって届出が必要という関係になってございます。その際の、どういうものについて下水道法の規制がかかるかという整理については、水濁法における規制対象の整理を援用する形で体系ができておりますので、国交省からの本日の説明でも、環境省において今後進めていく検討、整理に従って、国交省としても取扱いを考えていく旨の説明がございました。

民泊の関係は以上でございます。

○石崎参事官 引き続き、2つ目の議題であるところの法人共通認証基盤の開発・展開、シンガポール等における行政手続簡素化の取組についてということであります。資料で言うと、資料2-1の2ページからありますけれども、これはもともとどういう話かと言いますと、特に法人の場合ですけれども、1つのID・パスワードでいろいろな行政サービスにアクセスしてワンスオンリーでやっていきたいと思いますということで、経産省のほうで法人認証基盤というのを開発しまして、そこに1つのID・パスワードでやっていくということをやっております。

ちなみに言うと、今まででも電子証明書という法務省等が商業登記用の電子証明書とかというのが、オンライン手続の本人確認の手段としてあるのですけれども、この場合は年間8,000円近く手数料がかかるということで、費用もかかるということなのですけれども、このID・パスワードは無料でできるということでもあります。

次の4ページ以降であります。4ページが画面でありまして、gBizIDを使い始めることで、エントリーのIDを作成すると、パスワードが発行されてログインができるようになっていく。5ページにありますけれども、2月の末に内閣官房IT総合戦略室のほうで本人確認のガイドラインを出しまして、そこでレベル1、2、3とありますけれども、一番厳格なレベルAの手続を除いては、ID・パスワードでいろいろな手続ができるようになります。

事例によりますけれども、社会保険手続、これは適用・喪失日を含む手続という、これは要するに従業員が入社したり、退社したりしたときの手続。それから、保険料、給与額算定の根拠となる報酬を含む手続は毎年6月ぐらいに社員の標準報酬を出して、社会保険料を確定するための手続がありますけれども、そういった年間、機能で言うと大体数百万

件ぐらい手続をやっているような手続について、これまで電子証明書でしかできなかったのが、ID・パスワードでできるようになっているということでもあります。

次の6ページからが、今後の展開のスケジュールでありますけれども、2018年度に経産省が実証事業をやって、2019年度に想定スケジュールのところにありますけれども、補助金の申請システムですとか、産業保安ですとか、中小企業支援ですとか、あるいは行政での利用ということで、社会保険手続や農業プラットフォーム、こういったものに初めて、2020年度ぐらいから、いろいろな省庁の手続をID・パスワードでできるようにしていくと。

7ページですけれども、また、単純にID・パスワードでやるだけではなくて、いろいろな法人共通認証基盤から手続をやりますと、そのデータを法人データ構築基盤ということで、各省のいろいろなデータを蓄積していったら、各省の中で使えるような、例えば財務諸表などがある申請手続で求めたら、そこで出した法人の財務諸表などは、ほかの許認可の申請のときには使えるような、したがって、財務諸表等いろいろな手続でいちいち別々に添付する必要がなくなるということでもあります。

8ページが、その中で法人のインフォメーションということで、各省の中での活用だけではなく、公開可能な情報、補助金を交付しましたよとか、右にありますけれども、調達や届出・認定情報とか、公開可能なものについては、民向けにも公表していくと。

それから、右下にありますけれども、今年度はEDINET、金融庁が持っている上場企業の情報ですとか、厚労省の情報ですとか、こういったものについても、決算情報等のデータ取得も行って公開していくことができるようになっていくということでもあります。

10ページが、これは先ほども言いました中小企業支援プラットフォームの例でありますけれども、法人共通認証基盤、ID・パスワードで入っていくと、上にある電子申請サイトのポータルということで、補助金の申請システムですとか、経営力向上計画の認定ですとか、いろいろな電子申請が一括でできるようになる。

それから、右にありますけれども、役所側も単純に申請を便利にするだけではなくて、そこで得られた事業者の情報をもって、いろいろな政策としての分析も行っていく。

12ページからになりますけれども、12ページが中小企業の関係での一つの政策分析の例で、例えば「ものづくり補助金」という補助金をこの数年間、計6万件以上ぐらい出していますけれども、それについては、政策効果の高い企業群を特定したりとか、政策効果を高めるための事業期間の長さですとか、補助率ですとか、そういったものをデータから分析して、今後の政策に役立てていくとか、13ページは産業保安の部署ですけれども、保安の事故発生のデータですとか、そういったものと申請データとの相関性などを見て、法令違反のリスクなどを前もって評価すると、立ち入り検査をどの事業者からやっていけばいいかという優先順位づけなどが、このデータベースからできるようになっている。

その次の14ページですけれども、あるいは調査統計ですけれども、これまでも統計はとっているわけですけれども、そこで欠落している事業者とかのデータについて、こういったデータベースに載っていれば、そういったもので補完していくことによって、突合して

いくことによって、統計の精度の向上が期待されると、こんなことを考えているということでありました。

15ページからがシンガポールの事例で、シンガポールは日本よりも随分進んでいる。デジタルガバメントということで、最近エストニアの事例がよく言われていますけれども、国の規模で言うとエストニアは百数十万人なのですから、シンガポールは500万人ぐらいいますから、それから、日本にも比較的近いアジアの国だということで参考になり得るのではないかとということでもあります。

16ページにありますけれども、2023年までのKPIということで、電子の手続をEnd to endで90～95%にするとか、全ての官庁で最低1つはAIを活用したプロジェクトを行うとか、毎年10以上の省庁横断プロジェクトを行うとか、こういったことを打ち出しておるということでもあります。

その次の18ページからであります。18ページでありますけれども、日本も個人についてはマイナンバー、マイナンバーカード、それから、法人については、今、紹介しました法人認証基盤よりはID・パスワードとなりますけれども、シンガポールはその先進例でありまして、左にあるSing Passというのが個人向けのID、それから、右にあるCorp Passというのが法人のIDであります。

Corp Passについて見ますと、下にちょっと書いてありますけれども、今130ぐらいのサービスで活用が可能になっていて、2017年12月から政府とのやり取りはこれが必須となってきて、税についても2018年の半ばから必須となってきたということで、19ページにありますけれども、財務、社会保険、納税、その他、いろいろな手続でそのCorp Passを用いたID・パスワードでアクセスをすることになっています。

それから、20ページでありますけれども、シンガポールの場合は、このデジタルIDでもって、単純に政府内だけで閉じていなくて、銀行とかテレコムとか郵便などいろいろな事業者がこのID・パスワードで入れるようになってきているということでもあります。

資料2-2は、内閣官房IT総合戦略室の資料になりますけれども、これは前回の行政手続部会で説明があった内容の補足説明ですので、今回は御説明から省略させていただきます。

私のほうからは以上であります。

○司会 それでは、質問をお受けしたいと思います。

御質問のある方は、挙手の上、当てられましたら、お名前と御所属を言っていただき、御質問をお願いいたします。

特にないようでしたら、これで第12回「行政手続部会」の記者会見を終了いたします。ありがとうございました。